

本会議の一般質問について

平成15年7月11日現在

	人数と会派配分	時間制限	回数制限
千代田	会派配分がないため、その都度異なる。	ない	ある 再質問は1回まで
中央	年4回ある定例会の一般質問はそれぞれ2日間あり、その2日間で全会派（一人会派は年2回）が質問。一人会派を除く各会派は2人まで質問できるため、1定例会における質問者数は5～11人である。	会派持ち時間 = 均等基礎時間40分 + 1分30秒 × 所属議員数 ただし、一人会派は持ち時間20分のみ	ある 3回まで
港		ある 質問時間10分 × 会派所属人数以内（質問時間のみ） ただし二人会派は25分程度、一人会派は20分程度	ない
文京	当面、同一会派で3人以上の質問は行わないこととしているので、各会派1～2人の質問者を出している。前期の例では1定例会6～8人が一般質問を行っている。	同一会派の質問時間の合計は概ね一時間以内とする	ある 質問は同一議員につき、同一議題について2回を越えることができない。
新宿	時間内ならば人数制限なし 会派配分（平成15年第二回定例会において） 共産 60分（代表質問40分含む） 公明 50分（代表質問30分含む） 自民 50分（代表質問30分含む） 無新ク 40分（代表質問20分含む） 民無ク 40分（代表質問30分含む） 社会 35分（代表質問25分含む） 花マル 15分 試行	ある 会派ごとに時間を配分（代表質問を含めた時間） 試行	ない 試行
台東	人数制限なし	ある 会派人数 × 4分 = 会派持ち時間 （交渉団体会派は20分以上）	ある 再質問は1回まで（答弁に関連のある最小限の範囲に限る 3分まで）
墨田	代表質問と一般質問の区別は行っておらず、すべて一般質問として取り扱っている。発言順序は所属議員の多い会派の順に代表1人ずつ行い、その後は発言通告書の提出順となり、人数制限は特にない。	ある 概ね30分	ある 再質問は1回まで
江東	会派の人数に応じて会派の年間割当回数を議運で決定する	ある 概ね15分 代表質問は5分加算できる	ある 3回まで

品川	質問回数は1回1人当たり基礎時間を5分とし、人数に比したものを会派の所要時間とする。 なお、一般質問の実施時間は最低20分以上とする。ただし、1定例会における会派の持ち時間が20分に達しない場合は、前倒しを認める。また、持ち時間の繰越しは、第二回定例会を始期とする定例会4回までに調整する。		ある 一般質問は再々質問まで (代表質問は再質問まで)
目黒	1日の会議時間4時間(休憩15分含)×2日間の中で、 質問者に目安時間を記入してもらい調整 5～7名程度	ある 3人以上の会派 (個人10分×人数)+基礎時間15分 1人会派 個人15分×年4回=60分 60分の年間持ち時間を年4回の定例会の中で 30分を単位として行う	ある 3回 再々質問まで (手持ち時間に答弁も含む)
大田	各会派の持ち時間の範囲内で実施 15年第二回定例会の場合代表5人、一般14人	ある 1回の定例会あたり質問時間を500分とし、所属議員数 に応じて、各会派に時間を配分する	ない
世田谷	各会派の質問時間(答弁時間含まず)は、10分に、正副議長・議運正副委員長及び監査委員を除く各会派の構成員数を掛けたものとし、その中で代表質問、一般質問を行う。 一般質問は各会派の質問時間の範囲で行う。質問者数の制限は設けていない。質問時間(再質問、再々質問を含む)は、答弁を含めず1人10分以内。質問順序は抽選により決める。 代表質問は、答弁を含めず1会派20分以上(10分単位で延長可能)とし、各会派持ち時間の中で選択できる。交渉団体会派(4名以上の議員で構成される会派、ただし現在は3名以上)のそれぞれの代表1名により行う。		ある 3回 再々質問まで
渋谷	各会派1名を代表質問とし、その他を一般質問としている。 人数制限はない。 会派とは、3名以上で構成する会派をいう。	ある 3名以上の会派の質問基礎時間を30分、2名の会派の質問基礎時間を20分とする。会派の構成人員割り持ち時間を1人5分とする。(正副議長、監査委員は構成人員に参入しない) 所属のない議員の質問時間は年間(第二回定例会から翌年の第一回定例会まで)20分とし、質問回数は年間2回を限度とする。 持ち時間に答弁時間は含まれない。また、持ち時間の繰越しはできない。	ある 同一議員につき、同一議題について3回を越えることができない。
中野	特に定めはない	ない	ある 3回
杉並	事前通告制で特に人数制限はない	ない	ある 再質問は1回まで

豊島	人数制限なし 会派で2人以上する場合は一巡後に行う	ある 自民・民主区民・公明 60分 共産 50分、改革の会 20分 無所属 1年間で40分	ある 再質問は2回まで
北	人数の制限はない	ある 最初の質問は20分以内	ある 再質問は2回まで
荒川	定例会当初の2日間で行う範囲	ある 一議員一定例会10分とし、年間40分を持ち時間とする。質問の時間は30分以上60分以内とする。	ない 質問者が多数ある場合の調整は幹事長会において行う。
板橋	7～12人位 定例会毎の会派の持ち時間によって質問者の数はそれぞれである。会派持ち時間とか会派の意向があるため。	ある 1日の会議時間7時間のうち、一般質問の時間は5時間。 (配分は質問3時間、答弁2時間)1年間の一般質問の日程は7日間なので、1年間の総時間は21時間。1年間の議員1人当たりの質問時間は、21時間÷50人=25分。会派の一日の持ち時間は25分×所属議員数を7で割った時間となる。	ある 平成8年6月20日議運においての確認事項 「一般質問における再質問は避けることが望ましい」としている
練馬	日数は1定例会当たり3日。1日の質問する発言数は4人を限度とする。(正副議長、監査委員2人除く全議員が年1回質問できる)	ある 25分(答弁、再質問含め45分とする)	ある 2回 再質問まで
足立	予め定められた各会派の持ち時間の範囲内で代表質問及びその他の質問を行うことになっている。 一般質問の人数制限はない。(自民 130分、公明 90分、共産 70分、民主 30分)		ある 3回 再々質問まで
葛飾	原則として各会派2名以内	ある 各派持ち分15分+3分×所属議員数	ある 2回 再質問まで
江戸川	人数制限はない。会派別の持ち時間制を行っているため、持ち時間の中で何人行うかは各会派の判断。	ある 総時間 290分(1定例会当たり) 基礎時間 交渉会派 20分 非交渉会派 10分 一人会派 5分 1人当たりの持ち時間 〔290分-(20分×4会派+5分×2会派)÷46人 4.3分 会派持ち時間 = ×会派人数 +	ある 3回